**平成１９年（フ）第４０３号**
愛知県新城市豊岡字滝上４番地
債務者　鈴木　鉄子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成１９年（フ）第４０４号**
愛知県新城市城北１丁目３番地10
債務者　鈴木　幹則
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成１９年（フ）第４０５号**
愛知県豊川市金屋町58番地　金屋ハイツ
債務者　鈴木　博則
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第８８号**
三重県伊勢市御薗町高向1303番地11
債務者　脇田　常明
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２１年（フ）第８９号**
三重県鳥羽市鳥羽２丁目６番13号
債務者　木村　泰久
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２１年（フ）第４９号**
滋賀県長浜市朝日町32番30号　湖畔ハイツ101
債務者　國友　紀子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２１年（フ）第７５号**
茨城県神栖市横瀬25番地１
債務者　谷川　　巌
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２１年（フ）第７６号**
茨城県神栖市横瀬25番地１
債務者　谷川　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２１年（フ）第７８号**
茨城県鹿嶋市角折2518番地２
債務者　河野奈緒美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２１年（フ）第７９号**
茨城県潮来市上戸169番地２
債務者　藤崎美佐夫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２１年（フ）第８１号**
茨城県鹿嶋市宮中176番地６
債務者　藤田美智子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２１年（フ）第１７８号**
佐賀県佐賀市巨勢町牛島628―１　ビエン・ベニードＡ201、住民票上の住所佐賀県杵島郡白石町大字福富5080番地１
債務者　川﨑　知子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４６９号**
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1860番地１
債務者　大畑　彰司
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第４７０号**
埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1860番地１
債務者　大畑美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第６５４号**
埼玉県川口市青木４丁目26番25―304号　ダイアパレス川口青木
債務者　谷藤　勝樹
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第６５９号**
埼玉県北本市栄７―３―16―302、住民票上の住所埼玉県北本市栄７番地２―７―103
債務者　笠原　令子
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第６６８号**
埼玉県志木市本町６丁目16番10―106号
債務者　古里　耕一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第６９７号**
埼玉県和光市下新倉４丁目22番56号
債務者　伊藤　信喜
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係